

# 低入札価格調査制度について

独立行政法人空港周辺整備機構

## 1 制度の目的

低入札価格調査は、入札において不適切なダンピング受注を排除し、公共調達の商品品質確保を図ることを目的として、当機構が定める予定価格に比して著しく低い入札価格を提示した者について、その者を落札者とすることが適切か調査を行うものです。

## 2 調査の対象

落札者となるべき者の価格が、当機構が定める基準を下回った場合に、その価格（以下「低入札価格」という。）を提示した者（以下「調査対象者」という。）について行います。

## 3 調査の方法

### (1) 調査資料の提出

調査対象者は、別紙に掲げる資料を提出するものとします。

### (2) ヒアリングの実施

(1)の調査資料に基づいて、当機構職員が調査対象者に対してヒアリングを実施します。

### (3) 調査への協力義務

調査対象者が、次に掲げるように調査に協力しない場合には、その者を落札者としません。また、その者について当機構の発注する入札への参加制限措置を講ずることがあります。

① 調査資料を提出しない場合

② ヒアリングに応じない場合

③ 調査資料に虚偽の記載があった場合又はヒアリングにおいて虚偽があった場合

## 4 調査の結果

(1) 調査の結果、次の場合に該当すると認めるときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低価格を提示した者（次順位者）を落札者とします。ただし、次順位者も低入札価格であったときは、その者についても調査を行います。

① その低入札価格によっては、調査対象者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合

② 調査対象者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当である場合

(2) 調査の結果、(1)①又は②の何れにも該当しないものと認めるときは、直ちに調査対象者を落札者とし、契約を締結するための手続に移行します。

(別紙) 低入札価格を提示した者が提出すべき資料

【1】工事の場合

- ① 入札価格説明書（様式1）
- ② 入札価格の内訳書（様式1-1）
- ③ 手持工事（対象工事付近、関連工事）状況表（様式1-2）
- ④ 工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（様式1-3）
- ⑤ 資材購入先及び購入先との関係（様式1-4）
- ⑥ 手持機械数の状況（様式1-5）
- ⑦ 配置予定技術者、労務者等の具体的見通し（様式1-6）
- ⑧ 過去に施工した公共工事、発注者名及び成績状況（様式1-7）
- ⑨ 誓約書（様式1-8）

【2】建設コンサルタント等の場合

- ① 入札価格説明書（様式2）
- ② 入札価格の内訳書（様式2-1）
- ③ 契約履行体制及び配置予定技術者（様式2-2）
- ④ 手持建設コンサルタント等状況表（様式2-3）
- ⑤ 手持機械等の状況（様式2-4）
- ⑥ 過去において受注した同種の建設コンサルタント等の受注状況（様式2-5）

【3】その他の契約の場合

- ① 入札価格説明書（様式3）
- ② 入札価格の内訳書（様式3-1）
- ③ 契約履行体制（様式3-2）
- ④ 当該契約期間中における他の契約請負状況（様式3-3）
- ⑤ 手持機械等の状況（様式3-4）
- ⑥ 過去において受注した同種の業務の受注状況（様式3-5）